

役員報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本住宅協会（以下「本協会」という。）定款第27条第1項の規定に基づき、役員報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち本協会を主たる勤務先とし、週3日以上職務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。

(役員報酬等)

第3条 役員には、報酬を支払うことができる。

2 常勤理事の報酬は年俸とし、指定職俸給表（一般職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第十一の指定職俸給表をいう。）の号俸に対応する俸給月額範囲内の額を基準として、国等の給与水準、本協会の財政状況等を勘案し、次に定める範囲内で理事会の決議を経て、会長が定める。

- | | | |
|-------------|--------|-----|
| 一. 専務理事 | 指定職俸給表 | 第3号 |
| 二. 常務理事 | 指定職俸給表 | 第2号 |
| 三. その他の常勤理事 | 指定職俸給表 | 第1号 |

3 非常勤理事及び監事の報酬の額は、総会及び理事会への出席1回につき1万円とする。ただし、総会及び理事会が同日に開催されたときは、出席1日につき1万円とする。

4 監事に決算の監査報告書の作成報酬として、1年度あたり1万円を支給することができる。

5 役員報酬の年間の総額は10,808,000円を上限とする。

6 常勤理事の退職に当たっては、第8条、第9条及び第10条の規定に基づき、退職金を支給することができる。

(報酬月額)

第4条 常勤理事の報酬は、年俸の12分の1を報酬月額として毎月支給する。

2 月の途中で新たに常勤理事に就任又は常勤理事を退職したときの報酬月額は、当該月における勤務を要する日に応じた日割り計算によるものとする。

(支給日等)

第5条 常勤理事の報酬は、毎月16日（その日が休日にあたる場合は、その直前の休日でない日）に当該理事の報酬から法令に基づき控除すべき金額を控除し、当該理事が指定する金融機関の預金口座に振込送金する。

(通勤に要する費用)

第6条 常勤理事の通勤に要する費用は、職員給与規程第13条の規定を準用し支給する。

(会議出席の交通費)

第7条 非常勤理事が、理事会及び総会の会議に出席する場合は、交通費の実費を支給することができる。

(退職金の支給対象)

第8条 退職金は、常勤役員（1年以上在職した者に限る。）が退任したときに支給することができる。

2 常勤役員が退職金の支給を受けないうちに死亡した場合には、その退職金は、当該役員の遺族に対し支給する。

3 常勤役員が、定款第26条の規定により解任されたときは、退職金は支給しない。

(退職金の額)

第9条 退職金の額は、在職時における報酬月額に在職年数を乗じて得た額に100分の150の割合を乗じて得た額とする。

2 退職金の算定の基礎となる勤続期間は暦年とし、1年未満の端数は月数を12で割った数値とし、1月に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

(支給方法)

第10条 退職金は法令等に基づき、その退職金から控除すべき金額を控除し、その残額を支給する。

2 退職金は、辞任の日から1ヶ月以内に支給するものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、「役員報酬支給規程」（平成20年10月1日施行）及び「常勤役員退職慰労金支給規程」（平成20年10月1日施行）は廃止する。